

審議会会長の選任について

1 審議会会長の選任について

秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例第 11 条第 1 項で審議会に会長を置き、第 2 項で会長は、委員の互選により定めることとしている。

(参考) 秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例 (抜粋)

(会長)

第 11 条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。